貴事業場は、鉄骨切断機等の運転者に 技能特例講習を受講させていますか?

- 猶予措置は平成26年6月30日までです -

ブレーカの技能講習を修了された方や鉄骨切断機等の運転業務 従事経験が6カ月以上の方は、平成25年7月1日の改正労働安全 衛生規則の施行後、1年間は引き続き鉄骨切断機等の運転の業務 に従事することができます。ただし、この猶予措置は平成26年6 月30日までで、平成26年7月1日以降は、技能特例講習を修了し ないと鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができなくなります。

7月の直前は指定機関に受講希望者が集中して受講したくても 受講できず、7月以降、鉄骨切断機等の運転業務に就かせること ができなくなり、事業に支障が生ずることも考えられます。

次のページを参照し、貴事業場の従業員がどの講習を受ければ 良いか確認して、できるだけ早く技能特例講習を受講させてくだ さい。

なお、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等を運転させるには特別教育を実施することが必要です。これも次のページで確認して、無資格で運転させることのないようにしましょう。

今般、規制対象となった解体用機械は次のとおりです。





コンクリート圧砕機

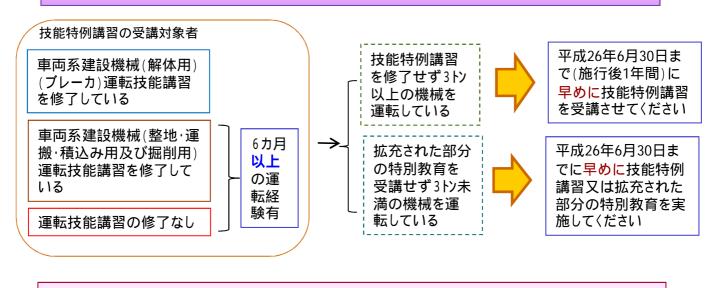


解体用つかみ機

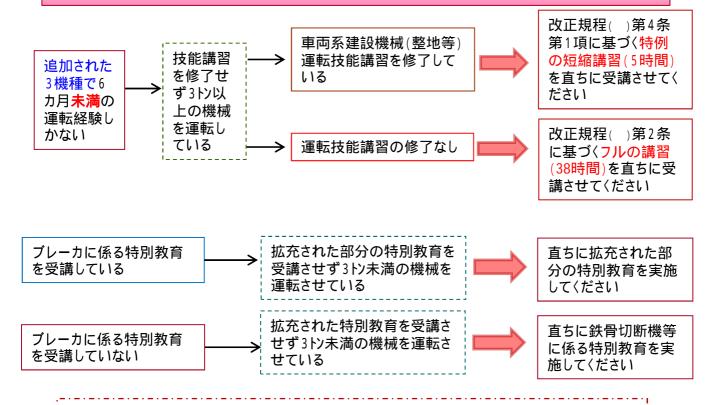


厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

鉄骨切断機等の運転は、その機体重量、運転実務経験等に応じて技能講習、 技能特例講習又は特別教育の受講が必要です



次の場合は、事業者は直ちに、次の講習を受講させること又は事業者自らが特別教育を実施することが必要です!



御社の従業員が受講すべき技能特例講習、技能講習又は特別教育の種類については、3、4ページを参照して〈ださい。また、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署又は登録教習機関、指定技能特例講習実施機関にご確認〈ださい。

()改正規程とは、平成25年4月12日に改正された車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程 (平成2年労働省告示第65号)のことです。 - 2 -

保有している修了証の状況に応じた技能特例講習等の種類は次のとおりです

技能講習修了証の保有状況 技 第1種技能特例講習 能特例講習等の種類 鉄骨切断 車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了証 第2種技能特例講習 機等の運 転経験6 有 第3種技能特例講習 カ月以上 車両系建設機械(整地等用)運転技能講習修了証 (平成25 改正後 短縮講習 年7月1 第4種技能特例講習 日現在) 運転技能講習修了証なし の有無 解体用フルの講習

車両系建設機械(解体用)運転技能講習(国交省資格取得者別)比較表

	改正前 車両系建機(解体用) 技能講習規程				改正征	改正後 車両系建機(解体用) 技能講習規程					経過措置 技能特例講習 (労働基準局長通達)				
建設機械施工技士 の資格と車両系建 設機械(解体用)の 各種技能講習の講 習科目	解体用 フルの 講習 (第2 条)		整地・運 搬・積込 み用及び 掘削用(ト ラクター 系) (第4条)	ショベ ル系	解体用 フルの 講習 (第2 条)	ショベル 系・トラク	整搬み掘りの (第4) を (1)	ショベル 系 (第4条 第2項)				技能特	第4種 技能特 例講習		

学科講習

子件講首													
講習科目		講習	時間			講習	時間				講習	時間	
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に 関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除		免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5 時間	5時間	2時間	1時間		1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事 項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	C).5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	C).5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小 計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間		2時間	2 時間	3時間	7時間

実技講習

天汉禑白															
講習科目		講習	時間			講習	時間		講習時間						
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
作業のための装置の	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除			
小 計	2 4 時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5 時間	2時間	1時間	0 時間	1時間	0 時間	0時間			
合 計	3 5 時間	8時間	3時間	0時間	3 8 時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間			

- (注1)表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者(モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者)、2級の第4、5、6種合格者を示します。
- (注2)技能特例講習は、平成25年6月から平成27年6月30日までの約2年間実施されます。
- (注3)技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。
 3 -

修了した特別教育や実務経験の状況に応じた特別教育は次表を参考にしてください

特別教育等の修了状況

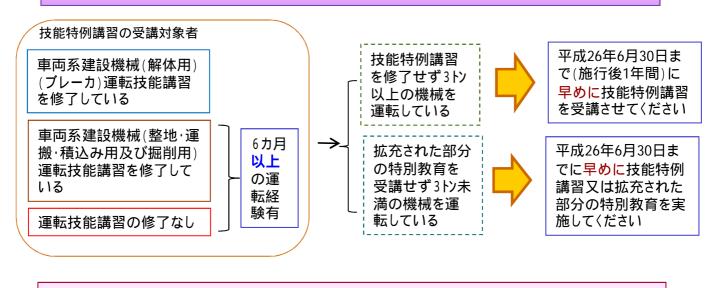
第1種技能特例講習に準じた教育 特別教育の種類 3トン未満 小型車両系建設機械(解体用)に係る特別教育等 の鉄骨切 無 第2種技能特例講習に準じた教育 断機等の 運転経験 第3種技能特例講習に準じた教育 車両系建設機械(掘削用等用)に係る特別教育等 6カ月以 無 新掘削等教育修了者への教育 上(平成25 年7月1日 第4種技能特例講習に準じた教育 有 現在)の有 上記の特別教育等を修了せず 無 新解体用フルの教育 無

		ı	B	新	f	技的		 に準じた考え 別教育	.方
車両系建設機械(解体用)の特別教育の科目及び範囲	フルの教育	及び掘削用修了者への整地・運搬・積込み用	(第11条の3)新解体用フルの教育	用及び掘削用修了者へ 新整地・運搬・積込み	準じた教育 電技能特例講習に	第二種技能特例講習に	準じた教育 準じた教育	準 じた教育 単じた教育
学科教育									
科目	範 囲	教育時間	教育時間	教育時間	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安
小型車両系建設機 械(解体用)の走行 に関する装置の構 造及び取扱いの方 去に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の 原動機 動力伝達装置 走行装置 かじ取り装置 ブレーキ 電気装置 差報装置 監報装置 数に関する附属装置 の構造及び取扱いの方法	2 時間	規定なし	2 時間	省略可	省略可	省略可	省略可	1時間
小型車両系建設機 戒(解体用)の作業 に関する装置の構 き、取扱い方法及び 作業方法に関する 知識	小型車両系建設機械(解体用)の種類及 び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の 構造及び取扱いの方法 小型車両系建設機械(解体用)による一般的作業方法	2時間	規定なし	2.5時間(+0.5時間)	1時間	0.5時間	0.5時間	1時間	2時間
小型車両系建設機 戒(解体用)の運転 こ必要な一般的事 頁に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の運転に 必要な力学 コンクリート造、 <u>鉄骨造又は木造</u> の工作 物等の種類及び構造 土木施工 建設施工の方法	1時間	規定なし	1.5時間(+0.5時間)	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行 令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間	規定なし	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間
		6 時間	規定なし	7時間 (+1時間)	2.0時間	1.5時間	1.5時間	2.0時間	4.5時間
支技教育									
科目	範 囲	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間
N型車両系建設機 成(解体用)の走行 D操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用 走行	4時間	規定なし	4時間	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可
N型車両系建設機 成(解体用)の作業 Dための装置の操 F	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	2 時間	規定なし	3時間 (+1時間)	1時間	省略可	1時間	省略可	省略可
		6 時間	規定なし	7時間 (+1時間)	1時間	0時間	1時間	0時間	0 時間

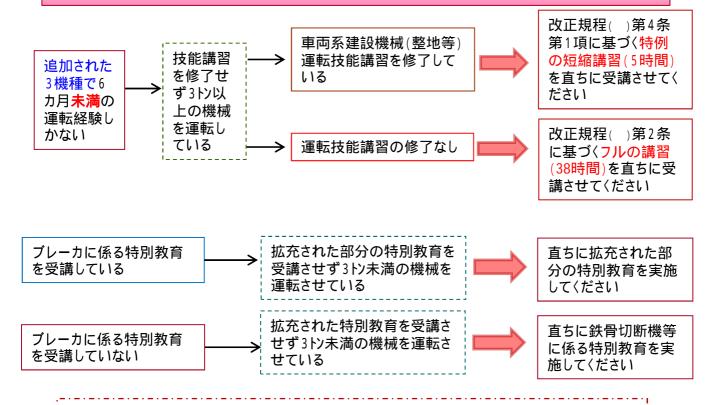
⁽注) プレーカに係る特別教育を受けた者のうち6ヶ月の鉄骨切断機等運転経験ありが第1種、なしが第2種、整地・運搬・積込み用及び掘削用の特別教育を受けた者のうち6ヶ月の経験ありが第3種、何も受けていないが6ヶ月の経験ありが第4種 事業者は教育科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略する

ことができる。

鉄骨切断機等の運転は、その機体重量、運転実務経験等に応じて技能講習、 技能特例講習又は特別教育の受講が必要です



次の場合は、事業者は直ちに、次の講習を受講させること又は事業者自らが特別教育を実施することが必要です!



御社の従業員が受講すべき技能特例講習、技能講習又は特別教育の種類については、3、4ページを参照して〈ださい。また、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署又は登録教習機関、指定技能特例講習実施機関にご確認〈ださい。

()改正規程とは、平成25年4月12日に改正された車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程 (平成2年労働省告示第65号)のことです。 - 2 -

保有している修了証の状況に応じた技能特例講習等の種類は次のとおりです

技能講習修了証の保有状況 技 第1種技能特例講習 能特例講習等の種類 鉄骨切断 車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了証 第2種技能特例講習 機等の運 転経験6 有 第3種技能特例講習 カ月以上 車両系建設機械(整地等用)運転技能講習修了証 (平成25 改正後 短縮講習 年7月1 第4種技能特例講習 日現在) 運転技能講習修了証なし の有無 解体用フルの講習

車両系建設機械(解体用)運転技能講習(国交省資格取得者別)比較表

	改正前 車両系建機(解体用) 技能講習規程				改正征	改正後 車両系建機(解体用) 技能講習規程					経過措置 技能特例講習 (労働基準局長通達)				
建設機械施工技士 の資格と車両系建 設機械(解体用)の 各種技能講習の講 習科目	解体用 フルの 講習 (第2 条)		整地・運 搬・積込 み用及び 掘削用(ト ラクター 系) (第4条)	ショベ ル系	解体用 フルの 講習 (第2 条)	ショベル 系・トラク	整搬み掘りの (第4) を (1)	ショベル 系 (第4条 第2項)				技能特	第4種 技能特 例講習		

学科講習

子件講首													
講習科目		講習	時間			講習	時間				講習	時間	
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に 関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除		免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5 時間	5時間	2時間	1時間		1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事 項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	C).5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	C).5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小 計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間		2時間	2 時間	3時間	7時間

実技講習

天汉禑白															
講習科目		講習	時間			講習	時間		講習時間						
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
作業のための装置の	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除			
小 計	2 4 時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5 時間	2時間	1時間	0 時間	1時間	0 時間	0時間			
合 計	3 5 時間	8時間	3時間	0時間	3 8 時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間			

- (注1)表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者(モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者)、2級の第4、5、6種合格者を示します。
- (注2)技能特例講習は、平成25年6月から平成27年6月30日までの約2年間実施されます。
- (注3)技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。
 3 -

修了した特別教育や実務経験の状況に応じた特別教育は次表を参考にしてください

特別教育等の修了状況

第1種技能特例講習に準じた教育 特別教育の種類 3トン未満 小型車両系建設機械(解体用)に係る特別教育等 の鉄骨切 無 第2種技能特例講習に準じた教育 断機等の 運転経験 第3種技能特例講習に準じた教育 車両系建設機械(掘削用等用)に係る特別教育等 6カ月以 無 新掘削等教育修了者への教育 上(平成25 年7月1日 第4種技能特例講習に準じた教育 有 現在)の有 上記の特別教育等を修了せず 無 新解体用フルの教育 無

		ı	B	新	f	技的		 に準じた考え 別教育	.方
車両系建設機械(解体用)の特別教育の科目及び範囲	フルの教育	及び掘削用修了者への整地・運搬・積込み用	(第11条の3)新解体用フルの教育	用及び掘削用修了者へ 新整地・運搬・積込み	準じた教育 電技能特例講習に	第二種技能特例講習に	準じた教育 準じた教育	準 じた教育 単じた教育
学科教育									
科目	範 囲	教育時間	教育時間	教育時間	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安
小型車両系建設機 械(解体用)の走行 に関する装置の構 造及び取扱いの方 去に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の 原動機 動力伝達装置 走行装置 かじ取り装置 ブレーキ 電気装置 差報装置 監報装置 数に関する附属装置 の構造及び取扱いの方法	2 時間	規定なし	2 時間	省略可	省略可	省略可	省略可	1時間
小型車両系建設機 戒(解体用)の作業 に関する装置の構 き、取扱い方法及び 作業方法に関する 知識	小型車両系建設機械(解体用)の種類及 び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の 構造及び取扱いの方法 小型車両系建設機械(解体用)による一般的作業方法	2時間	規定なし	2.5時間(+0.5時間)	1時間	0.5時間	0.5時間	1時間	2時間
小型車両系建設機 戒(解体用)の運転 こ必要な一般的事 頁に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の運転に 必要な力学 コンクリート造、 <u>鉄骨造又は木造</u> の工作 物等の種類及び構造 土木施工 建設施工の方法	1時間	規定なし	1.5時間(+0.5時間)	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行 令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間	規定なし	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間
		6 時間	規定なし	7時間 (+1時間)	2.0時間	1.5時間	1.5時間	2.0時間	4.5時間
支技教育									
科目	範 囲	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間
N型車両系建設機 成(解体用)の走行 D操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用 走行	4時間	規定なし	4時間	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可
N型車両系建設機 成(解体用)の作業 Dための装置の操 F	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	2 時間	規定なし	3時間 (+1時間)	1時間	省略可	1時間	省略可	省略可
		6 時間	規定なし	7時間 (+1時間)	1時間	0時間	1時間	0時間	0 時間

⁽注) プレーカに係る特別教育を受けた者のうち6ヶ月の鉄骨切断機等運転経験ありが第1種、なしが第2種、整地・運搬・積込み用及び掘削用の特別教育を受けた者のうち6ヶ月の経験ありが第3種、何も受けていないが6ヶ月の経験ありが第4種 事業者は教育科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略する

ことができる。